

豊島区緊急輸送道路沿道建築物耐震改修工事等助成金交付要綱

平成 23 年 4 月 1 日

都市整備部長決定

改正 平成 24 年 6 月 1 日

改正 平成 24 年 7 月 13 日

改正 平成 26 年 4 月 1 日

改正 平成 28 年 6 月 27 日

改正 平成 29 年 3 月 28 日

改正 平成 29 年 4 月 21 日

改正 平成 30 年 6 月 22 日

改正 平成 31 年 4 月 10 日

建築担当部長決定

改正 令和元年 10 月 1 日

改正 令和 3 年 5 月 17 日

改正 令和 4 年 4 月 14 日

都市整備部長決定

改正 令和 7 年 5 月 2 日

（目的）

第 1 条 この要綱は、地震発生時における建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、豊島区耐震改修促進計画（平成 20 年 3 月策定）に定めた緊急輸送道路沿道建築物の耐震補強設計、耐震改修等に係る費用を助成することにより、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進を図り、もって災害に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- （1）耐震化指針 耐震化推進条例第 6 条第 1 項に規定する耐震化指針を言う。
- （2）耐震診断 耐震化指針に定める方法により地震に対する安全性を評価することをいう。
- （3）耐震改修工事 躯体の補強、劣化補修等の方法により、地震に対して安全な構造となるよう行う地震力に対する耐力増強工事をいう。
- （4）耐震補強設計 耐震診断に基づき、地震に対して安全な構造となるよう行う耐震改修工事の設計をいう。
- （5）工事監理者 建築士法第 2 条に規定する一級建築士の資格を有するものとする。
- （6）区分所有建築物 2 以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者をいう。）が存する建築物のうち、豊島区内に存するものをいう。

- (7) 管理組合 区分所有法第 3 条若しくは同法第 65 条に規定する団体又は同法第 47 条第 1 項（同法第 66 条において準用する場合を含む）に規定する法人をいう。
- (8) 特定緊急輸送道路 「東京都における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成 23 年度東京都条例第 36 号。）」第 7 条第 1 項に規定する特定緊急輸送道路（同条第 3 項の規定に基づく告示が施行される前における当該告示により特定緊急輸送道路に指定される緊急輸送道路を含む。）
- (9) 耐震評定機関 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）第 17 条第 3 項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定に際し評定を行う専門機関として東京都と協定を締結したもの。
- (10) 評定書 耐震評定機関において、耐震改修計画について技術上の指針となるべき事項に適合する水準にあると評定されたことを証する書類をいう。
- (11) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のもの）を含む。
- (12) 建築物 (11)に掲げる住宅以外の建築物をいう。
- (13) マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が 1,000 m²以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として 3 階以上のものをいう。
- (14) 分譲マンション 2 以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第 2 条第 3 項に規定する専有部分をいう。）がある共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のものを含む。）をいう。

（助成対象事業）

第 3 条 この要綱による助成金の交付の対象となる建築物の耐震補強設計及び耐震改修は、次の各号にそれぞれ適合するものであること。

- (1) 豊島区内にある昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法第 6 条に基づく確認を受け、着工したもの。（国又は地方公共団体等が所有するものを除く。）
- (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）」第 14 条第 1 項第 3 号に定める建築物（特定緊急輸送道路沿道建築物を除く）で、耐火建築物又は準耐火建築物であって、倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きいものであること。
- (3) 耐震診断の結果、倒壊の危険があると判断されたもの。
- (4) 耐震改修により、地震に対して安全な構造となること。
- (5) 耐震補強設計及び耐震改修は、原則として、当該耐震改修計画について、耐震改修促進法に基づき国土交通大臣が定めた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年 1 月 25 日付国土交通省告示第 184 号）別添の指針に適合する水準にあるか否かについて耐震評定機関により評定を受けたものであること。
- (6) 耐震補強設計は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正をする設計を同時に行うものであること。

- (7) 耐震改修は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正が同時になされるものであること。
- (8) 区分所有等複数の所有者がいる場合は、管理組合の総会での耐震改修工事を実施することの決議等、所有者間での合意がなされていること。
- (9) 社会資本整備総合交付金要綱又は住宅・建築物防災力緊急促進事業要綱及び東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化等促進事業要綱に適合する事業であること。

（助成対象者）

第 4 条 この要綱により助成を受けることができる者は、前条の要件を満たす建築物の所有者（共有の場合は、共有者によって合意された代表者）とする。ただし、区分所有建築物においては管理組合の代表者とする。

（助成金の交付額等）

第 5 条 耐震補強設計、耐震改修の助成金の額は、別表 1 による。

2 助成金の交付は、同一の助成対象建築物につきそれぞれ 1 回限りとする。ただし、事業が複数年度にわたる場合は、各年度毎に交付することができる。

3 助成額は、当該年度の予算の範囲内とする。

4 消費税相当額は、助成の対象としない。

（全体設計の承認）

第 6 条 助成を受けようとする者は、当該耐震補強設計又は耐震改修工事（以下「耐震改修工事等」という。）が複数年度にわたるものに係る初年度の助成金承認申請前に、耐震改修工事等助成全体設計承認申請書（第 1 号様式）を別に定める書類を添えて、耐震改修工事等に係る事業費の総額及び事業完了予定時期等について、全体設計の承認をとらなければならない。なお、当該事業費の総額を変更する場合も同様とする。

2 区長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、承認することを決定したときは耐震改修工事等助成全体設計承認通知書（第 2 号様式）により、申請者に通知しなければならない。

（助成金の承認申請及び承認決定）

第 7 条 助成金の交付を受けようとする者は、当該助成対象建築物の耐震改修工事等を実施する前に、助成承認申請書（第 3 号様式）に別表 2 に掲げる書類を添付して、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請に基づきその内容を審査し、助成対象と承認したときは助成承認通知書（第 4 号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 区長は、助成の承認にあたり必要と認める条件を付することができる。

4 申請者が第 1 項の申請を取り下げようとするときは、助成承認申請取下げ届（第 5 号様式）を区長に提出しなければならない。

（取りやめ及び変更）

第 8 条 前条の規定による助成金の承認を受けた者（以下「助成承認者」という）は、当該助成対象建築物の耐震改修工事等を取りやめようとするときは、助成対象取りやめ届（第 6 号様式）により区長に届けなければならない。

2 助成承認者は、当該助成承認申請書に記載された内容を変更しようとするときは、助成変更承認申請書（第 7 号様式）により区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があった場合において、当該変更を承認したときは、助成変更承認通知書（第 8 号様式）により当該助成承認者に通知する。

（検査及び報告）

第 9 条 区長が必要と認めるときは、助成対象工事等の遂行状況の調査を行い、又は助成対象工事等状況報告書（第 9 号様式）により、助成承認者及び工事監理者から報告を求めることができる。

2 助成承認者は、助成対象工事が完了したとき、又は複数年度にわたる助成対象工事の場合にあっては各年度末に、助成対象完了届（第 10 号様式）を速やかに区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の助成対象完了届を受理したときは、遅滞なく現場検査を実施するものとする。

（助成金の交付申請）

第 10 条 助成承認者は、前条第 2 項の規定により助成対象完了届を提出するときは、助成金交付申請書（第 11 号様式）に別表 3 に掲げる書類を添付し、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請に基づきその内容を審査し、助成金の交付を決定したときは助成金交付決定通知書（第 12 号様式）により、助成金の不交付を決定したときは助成金不交付決定通知書（第 13 号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 区長は、前項の交付決定にあたり、助成事業を遂行するために必要な事項について、条件を付すことができる。

（助成金の交付請求）

第 11 条 前条第 2 項の規定により助成金の交付決定の通知を受けた者（以下、「助成決定者」という。）は、速やかに助成金交付請求書（第 14 号様式）により区長に助成金の交付を請求しなければならない。ただし、助成金の受領を、耐震改修工事等を実施した者（以下、「事業者」という。）に委任すること（以下「受領委任払い」という。）により、請求する場合は、耐震改修工事等助成金受領委任払い交付請求書（第 14 号-2 様式）によるものとする。

2 前項の受領委任払いは、耐震改修工事等の完了時に限り行い、助成決定者が事業者に支払った額と助成額の合計が、耐震改修工事等の契約額を超える場合は行わない。

3 区長は、第 1 項の請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 12 条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成対象工事等の内容が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他助成事業に係る建築物に対する法令、豊島区補助金等交付規則（昭和 61 年 8 月 27 日規則第 59 号）に違反したとき。

2 区長は、前項の取り消しを決定したときは、速やかにその内容を助成金交付決定取消通知書（第 15 号様式）により当該助成決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第 13 条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されている場合の返還にあたっては、豊島区補助金等交付規則により期限を定めて返還を命ずるものとする。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附則

この要綱は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 24 年 6 月 11 日から施行する。

附則

この要綱は平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この要綱は平成 28 年 8 月 1 日から施行する。
2. 施行前に第 6 条の規定による申請があったものについては、改正前の本要綱を適用する。

附則

1. この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2. 施行前に第 7 条の規定による申請があったものについては、改正前の本要綱を適用する。

附則

1. この要綱は平成 29 年 4 月 24 日から施行する。
2. 施行前に第 7 条の規定による申請があったものについては、改正前の本要綱を適用する。施行前に豊島区緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成金交付要綱に基づき助成を受けた建築物は、第 3 条（5）の規定についてはこの限りでない。

附則

この要綱は平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は決定の日から施行する。

附則

この要綱は令和元年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は決定の日から施行する。

別表 1

区分		助成対象経費	助成金の額
耐震補強設計		次の各号の低い方の額 (1) 耐震補強設計に要する費用 (2) 次のアからウまでの面積単価を乗じた額 ア 床面積が 1,000 m ² 以内の部分は 5,000 円/m ² イ 床面積が 1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内の部分は 3,500 円/m ² ウ 床面積が 2,000 m ² を超える部分は 2,000 円/m ²	100 万円を上限に助成対象経費の 3 分の 2 (千円未満切捨て)
区分		助成対象経費	助成金の額 ※1000 万円を上限 ((1)と(2)の合計)
耐震改修工事	(1) 耐震改修	次の各号の低い方の額 (1) 耐震改修工事に要する費用 (2) 建築物の場合は、延べ面積に 57,000 円 (免震工法等を含む特殊な工法による場合は 93,300 円) ・マンションは 51,700 円 (免震工法等を含む特殊な工法による場合は 86,400 円)、住宅 (マンションを除く) は 39,900 円を乗じた額	助成対象経費の 3 分の 1 (千円未満切捨て)
	(2) 耐震改修	次の各号の低い方の額 (1) 耐震改修に伴う工事監理に要する費用	助成対象経費の 3 分の 2 (千円未満切捨て)

	に 伴 う 工 事 監 理	(2) 次のアからウまでの面積単価を 乗じた額 ア 床面積が 1,000 m ² 以内の部分 は 5,000 円/m ² イ 床面積が 1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内の部分 3,500 円 /m ² ウ 床面積が 2,000 m ² を超える部 分は 2,000 円/m ²	
--	------------------------	---	--

別表 2（第 7 条関係）

耐震改修助成承認申請書に添付する書類

耐震補強設計

	添付書類	内容等
(1) 建 築 物 に 関 する 図 書	建築当時の建築確認通知書及び検査済証の写し	検査済証がない場合は、一級建築士による既存不適格であることの証明書
	案内図	
	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員を明示
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途
	立面図	縮尺、開口部の位置、建築物の高さ、接する緊急輸送道路の中心から道路面より 45 度の斜線を記載し、斜線を超える高さであることを明示
	断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、建築物の高さを明示
	建物登記事項証明書	
(2)	耐震診断結果報告書	Is 値 0.6 未満であることが分かるもの 評定書又は確認書の写し添付※1
(3)	見積書の写し	
(4)	床面積表	各階面積、延べ面積及び住宅部分面積を記載
(5)	その他区長が必要とする書類	分譲マンションの場合 管理組合の代表者が分かる書類、耐震補強設計の決議を示す書類 所有者が複数の場合 代表者が分かる書類、耐震補強設計の決議を示す書類 その他必要とする書類

耐震改修工事

	添付書類	内容等
(1)	耐震改修工事計画書	耐震改修工事概要
(2) 建築物に 関する 図書	建築当時の建築確認通知書及び検査済証の写し	検査済証がない場合は、一級建築士による既存不適格であることの証明書
	今回工事の建築確認通知書の写し	建築確認を要する工事内容の場合
	案内図	
	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員を明示
	各階平面図 (改修前、改修後)	縮尺、方位、間取、各室の用途
	立面図 (改修前、改修後)	縮尺、開口部の位置、建築物の高さ、接する緊急輸送道路の中心から道路面より 45 度の斜線を記載し、斜線を超える高さであることを明示
	断面図 (改修前、改修後)	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、建築物の高さを明示
	構造図 (改修前、改修後)	各階伏図、軸組図
(3)	建物登記事項証明書	所有者が複数の場合、要約書で可
(4)	耐震診断結果報告書	Is 値 0.6 未満であることが分かるもの 評定書又は確認書の写し添付※ ¹
(5)	耐震補強設計書	Is 値 0.6 以上であることが分かるもの 原則、評定書の写し添付※ ²
(6)	見積書の写し	内訳明細が分かるもの 耐震改修に係る部分が分かるもの
(7)	地震に対して安全な構造であることを証明する書類	次の書類のうち何れか 1 つを提出 1 建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築物の建築等に関する申請及び確認書の写し 2 耐震改修促進法第 17 条第 3 項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定書の写し 3 建築基準法第 86 条の 8 第 1 項の規定に基づく全体計画の認定書の写し 4 耐震評定機関による評定書※ ²
(8)	床面積表	各階面積、延べ面積及び住宅部分面積を記載

(9)	その他区長が必要とする書類	分譲マンションの場合 管理組合の代表者が分かる書類、耐震改修の決議を示す書類 所有者が複数の場合 代表者が分かる書類、耐震改修の決議を示す書類 その他必要とする書類
-----	---------------	--

別表 3（第 10 条関係）

助成金交付申請書に添付する書類

耐震補強設計

	添付書類	内容等
(1)	助成金交付申請額の計算書	
(2)	契約書の写し	
(3)	領収書の写し	受領委任払いの場合は請求書の写し
(4)	耐震補強設計書	Is 値 0.6 以上
(5)	評定書等の写し	原則、耐震評定機関による評定書※ ²

耐震改修工事

	添付書類	内容等
(1)	助成金交付申請額の計算書	
(2)	契約書の写し	内訳明細が分かるもの 耐震改修に係る部分が分かるもの
(3)	領収書の写し	内訳明細が分かるもの 受領委任払いの場合は請求書の写し
(4)	写真	工事着手前、工事中及び工事後の写真
(5)	検査済証の写し	建築確認を要しないで行う工事の場合は不要

※1 この要綱の施行前に豊島区緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断助成金交付要綱に基づき助成を受け診断を行った建築物については、無くても可

※2 この要綱の施行前に豊島区緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断助成金交付要綱に基づき助成を受け診断を行った建築物については、指定確認審査機関、登録住宅性能評価機関、構造一級建築士による証明書も可